

平成 22 年 12 月 9 日
 建築・都市整備・道路委員会資料
 建 築 局

平成 22 年度 横浜市一般会計補正予算 (第 4 号)
 建築局関係部分の概要

(単位：千円)

款項目	予算額	補正額	補正後	節	金額
9 款 まちづくり調整費	22,262,334	764,407	23,026,741		
1 項 建築指導費	10,559,407	764,407	11,323,814		
1 目 建築行政総務費	6,764,524	▲65,593	6,698,931	2 給料	▲6,213
				3 職員手当等	▲53,024
				(2) 地域手当	▲746
				(11) 期末・勤勉手当	▲52,278
				4 共済費	▲6,381
				(2) 共済組合負担金	▲6,381
				23 償還金利子及び割引料	25
3 目 公共建築物長寿命化対策費	3,631,821	830,000	4,461,821	13 委託料	830,000

1 人件費に係る減額補正

(1) 減額補正

給与改定に伴う減少額を補正します。

▲65,618 千円 (9 款 1 項 1 目 2 節、3 節、4 節)

2 まちづくり調整費国庫返納金に係る補正

(1) 増額補正

補助金の返還に伴う国庫返納金を補正します。

25 千円 (9 款 1 項 1 目 23 節)

3 公共建築物長寿命化対策事業費に係る補正

(1) 増額補正

経済・市民生活対策による委託料を補正します。市民利用施設等の長寿命化対策の修繕工事を実施します。

830,000 千円 (9 款 1 項 3 目 13 節)

不適正経理処理に伴う国庫等返納金について

1 国庫補助事業に係る事務費に関する会計検査の概要

事務費に関する会計検査は、全都道府県、政令市を対象として20年度から実施され、22年度ですべての都道府県及び政令指定都市の検査が終了しました。

(1) 本市に対する実地検査の期間

平成22年4月5日から4月9日までの間

(2) 検査対象

環境創造局、経済観光局、建築局、都市整備局、道路局、港湾局及び教育委員会事務局で執行された、平成16年～20年度の国土交通省及び農林水産省の国庫補助事業事務費のうち、需用費、賃金及び旅費

(3) 検査結果

会計検査院から次のとおり不適正支出の指摘を受けました(なお、私的流用につながる預け金は指摘されませんでした)。また、賃金は、執行がありませんでした。

ア 全市の状況(指摘金額)

(単位:金額=円、件数=件)

省名	差替		翌年度納入		前年度納入		補助対象外支出		合計	
	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数
農林水産省			97,799	2	6,346	2			104,145	4
国土交通省	3,532,826	103	125,947	4	3,187,056	99	201,563	21	7,047,392	227
合計	3,532,826	103	223,746	6	3,193,402	101	201,563	21	7,151,537	231
うち、国庫補助相当額	1,358,025		43,440		1,122,439		103,547		2,627,451	

イ 建築局の状況(指摘金額)

(単位:金額=円、件数=件)

	差替		翌年度納入		前年度納入		補助対象外支出		合計		加算金 金額	返納額 金額
	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数		
建築局(国土交通省)	47,677	4			104,259	5			151,936	9		
うち、国庫補助相当額	6,201				12,243				18,444		5,843	24,287

2 態様別指摘の主な内容(建築局)

1 差替

- 事務用品の購入において、契約内容とは異なる物品を納品させていたもの
(例:書類上はCD-Rの購入としていたが、実際には乾電池を納品させていたもの等)

2 前年度納入

- 物品が前年度に納品されているにもかかわらず、その翌年度に納品されたものとして翌年度予算で支払っていたもの(ファイル、コピー用紙、付せん紙などの事務用品)

3 不適正な経理処理の原因、背景

緊急に必要となった物品購入や仕様書と相違する物品の発注等、会計法令等の順守に対する認識が不足していたこと。

＜参考＞ 検査結果を受けた対応

平成22年度3月30日に公表した「経理処理に関する全庁調査(最終報告)」における再発防止策に加え、今回の検査結果を受けて、次の対応を行います。

(1) 不適切な経理処理に関与した職員に対する注意喚起

総括コンプライアンス責任者から、指摘対象となった6局(環境創造局、建築局、都市整備局、道路局、港湾局及び教育委員会事務局)において不適切な経理処理に関与した当時の所管課長及び経理担当課長に対して注意喚起を行います。

(2) 再発防止研修

国庫補助事業、国庫委託事業を所管する部署の職員に対して、今回の指摘を踏まえた再発防止研修を実施します。

(3) 抽出調査(モニタリング)の実施

会計検査院と同様の手法(本市の帳簿と事業者の帳簿の照合)による印刷製本費、消耗品費を対象とする抽出調査を実施します。

(4) 経理処理の適正化を統括する新機構の設置

経理処理の適正化については、平成23年度に予定している局再編後の新財政局に機構を設け、再発防止に取り組みます。